

島根県が指定する事業所の皆様へ【質問票の活用についてのお願い】

居宅・施設サービス等に関する質問票

整理の都合上、質問ごとに作成のうえ、下記に記載する FAX またはメールアドレス<島根県健康福祉部高齢者福祉課>あてに送信してください。(添書、送付票等は不要です。)

FAX (0852) 22-5238
mail<kaigo-shido@pref.shimane.lg.jp>

サービス種別			
事業所名(所属)		担当者	
連絡先	TEL	- -	FAX - -
回答希望の時期			左記の理由
事前確認の状況	法令・基準 (省令・条例等)	<input type="checkbox"/> 確認済み	<input type="checkbox"/> 未確認
	介護保険 最新情報	<input type="checkbox"/> 確認済み	<input type="checkbox"/> 未確認
	高齢者福祉課 ホームページ	<input type="checkbox"/> 確認済み	<input type="checkbox"/> 未確認
【質問事項】 について			
※該当の質問項目の口をクリックして✓を付けてください。 <input type="checkbox"/> 加算請求 <input type="checkbox"/> 制度の仕組み <input type="checkbox"/> 法・基準等(設備・人員)の解釈 <input type="checkbox"/> その他 (質問要旨) ※根拠法令や通知等あれば必ず記載願います。			
□事業所・施設(市町村)としての考え			

※参考資料等ございましたら、添付願います。
※個人情報保護の観点から、個人情報を添付する場合には、郵送願います。

島根県では、質問票様式をホームページに掲載しています。

法令や基準、加算等についてご不明な点がありましたら、質問票の活用または、メールによるお問い合わせにご協力をお願いします。

【掲載先】(島根県ホームページ)

トップ > 医療・福祉 > 福祉 > 高齢者福祉 > 介護保険【事業者向け】 > 施設サービス
【施設サービス掲示板】内

http://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/kourei/kaigo_hoken/si/

【質問票送付先】

<E-mail> kaigo-shido@pref.shimane.lg.jp

<F A X> 0852-22-5238

⇒メール本文に質問内容を記載いただく形での受付も行っています。質問内容の確認のためお電話をさせていただくことがありますので「電話番号」「担当者名」「事業所名」を必ずご記載ください。

【事業所メールアドレスの登録のお願いについて】

宛先：島根県高齢者福祉課
FAX:0852-22-5238
Mail:kaigo-shido@pref.shimane.lg.jp

メールアドレス届出書

届出日： 年 月 日

※青色のセルに入力してください。

法人名	
施設名	
サービス種別	
TEL	
担当者	

※原則、事業所ごとにご提出ください。複数事業所をまとめてご提出いただく場合は、1枚ずつ作成いただくか、施設名及びサービス種別を該当事業所の全てが分かるようにご記載ください。

【届出事由】 該当する事項のをクリックして☑としてください。
新規 変更 訂正

【メールアドレス】

以下、該当の場合のみをクリックして☑としてください
メールアドレスを持っていない
パソコンを持っていない
今後もFAX(のみ)による連絡を希望する
FAX番号： _____

令和2年度に事業所メールアドレスのご登録をお願いしております。

このことについて、未登録の場合、及び、変更があった場合には左の様式により届出をお願いします。

【掲載先（島根県ホームページ）】

トップ > 医療・福祉 > 福祉 > 高齢者福祉
介護保険【事業者向け】 > 共通事項 >
高齢者福祉課へのメールアドレス登録について

https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/kourei/kaigo_hoken/kyo/

【留意事項】

- ・携帯電話のキャリアメールアドレスについては添付データが送信できないことがありますのでご遠慮ください。

(例) @docomo.ne.jp / @ezweb.ne.jp 等で終わる

- ・1事業所あたり、1つのアドレスのみ登録が可能です。
- ・年度途中にメールアドレスの変更があった場合には、随時、届出をお願いします。